

平成 28 年

第 4 回
教育委員会会議録

行橋市教育委員会

平成 28 年 3 月 24 日(木)

教育委員会会議録

- 1 招集日時
平成 28 年 3 月 24 日(木) 13 時 16 分～
- 2 招集場所
市役所303会議室 (3階)
- 3 出席委員
教育長 笹山 忠則
教育長職務代理者 末次 龍一
委員 水谷 知子
委員 金澤 精子
委員 大宮 克弘
- 4 欠席委員 無
- 5 出席職員等 坪根教育部長
山門教育政策課長
中村学校教育課長
神原指導室長
有松生涯学習課長
亀田文化課長
大園教育政策係長
- 6 教育長事務報告
別紙
- 7 議題及び議事の概要
別紙
- 8 閉会 14 時 42 分

平成28年3月24日

開議 13時16分

1 開会

○教育政策係長 大園健朗君

それでは、皆さん、お揃いのようなので、ただいまから平成28年第4回の定例の教育委員会を開催したいと思います。

教育長、よろしくお願いいたします。

○教育長 笹山忠則君

それでは、開会させていただきます。よろしくお願いいたします。

2 前回議事録の承認

○教育長 笹山忠則君

最初に、前回の会議録の御確認と、その承認をお願いします。

もう既にお手元のほうにいらっしゃると思いますので、それに関しまして、何か御意見等がございましたら、お願いいたします。

(特に発言なし)

それでは御意見がございませんようですので、これで、承認をしていただけますでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございました。では、御承認いただきました。

3 教育長事務報告

○教育長 笹山忠則君

引き続きまして、教育長の事務報告に入らせていただきます。

お手元のほうにありますものを、かい摘んで申し上げます。

まず、前回以降であります。2月24日に定例の校長会がございました。ここでは不祥事等に関して話した次第です。

それから、25日、新任教育長及び教育委員の研修会がございまして、私と金澤委員とで参加いたしました。

26日に教育研究所の最終報告会が中央公民館でございまして、ここに出席いたしました。

それから27日は、サッカー場のこけら落としの記念式典と、それからギラヴァンツ北九州が来て、デモンストレーションをやってくれました。

それから、引き続き29日の日にも臨時教育長会議がございました。これは不祥事防

止対策委員会と、引き続いての話であります。

3月1日には定例議会が開会されました。それから3月3日に生徒指導担当者の研修会がございました。

続いて4日の日には、教育研究所の退所式がございまして、行橋・京都地区の教育研究所に配属されていた教員が無事に研修を終えたというので退所いたしました。みやこ町に行ってまいりました。

5日の日には、いわゆる寺子屋をやっている古谷先生のところに呼ばれて、卒業式に参加してまいりました。

それから、10日の日には中学校の卒業式がございまして、各委員の皆様方には、それぞれの学校に行ってくださいまして、ありがとうございました。私は今元中学校に行きましてまいりました。

それから11日の日は、ここには書いておりませんが、3・11の黙とうを、全庁を挙げて行いました。

それから12日の日は、保健師の職員と、福祉部長と私とで懇親会を持ちました。福祉と教育の連携について、話を3時間ばかりいたしました。

それから16日には、保幼・小の連携に関する研修会が中央公民館でございました。

18日は小学校の卒業式で、これも皆さんに行ってくださいまして、ありがとうございます。私は行橋小学校に行きましてまいりました。

23日には、定例議会が閉会いたしました。本日の24日は、定例の教育委員会というかたちでございます。

これが、かい摘んでの話でございます。何か付け加えること等がございましたら。

(特に発言なし)

それでは、これはこれで終わらせていただきますが、ちょっとだけ、補足をさせていただきます。

今度、入学式があるんですが、その前に3月には卒業式がございました。卒業式のときに、大宮委員のほうから、提案というわけじゃないけれど、式辞に関して、もう少しアレンジしてもいいかという話を伺いました。今回の場合も、それから卒業式の場合も、全学校に対して、教育委員会としての考え方を示すというかたちで、話をするようになっております。それで、統一というかたちをさせていただきました。ただし、その前後に感想を述べていただくのは、これは構いません。大いに結構です。

言ってみれば、市長の方針に関しても、我々のほうで準備するわけです。市長は、必ずしもその通り読むわけではありません。でも方針に関しては、市長の方針をきっちり踏まえたものを書いておるわけです。教育委員会として何を考えているか、市として何を考えているかということに関しては、きっちりと全市で統一した考え方を述べてい

くというかたちになっております。

以上でございます。卒業式だけじゃなくて、入学式も実は同じことをやりますので、申し訳ありませんが、そのようにお含みおきくださいませ。

4 議事

① 議案第6号 平成28年度行橋市教育行政方針(案)について

○教育長 笹山忠則君

続きまして、本日の議事に移らせていただきます。

議案の第6号から10号までございますが、11号に付け加えがございます。

それでは、第6号から始めさせていただきます。

議案第6号平成28年度行橋市教育行政方針(案)についてでございます。お手元のほうに資料がございます。

それでは、担当課の教育政策係長から、お願いします。

○教育政策係長 大園健朗君

教育政策課の大園です。お手元に議案第6号と書かれた、左右に対照表が付けられた、赤字で書かれた資料をお配りしているかと思えますけれども、こちらのほうを御覧ください。

これは毎年の教育委員会のほうで教育行政方針というかたちで、この年度の計画を定めさせていただいているものでございます。来年度の改正案として、左側に主に付けさせていただいておりますけれども、まず、はじめに、の部分ですね。ここは来年度からの状況にそぐわない部分等がありましたので、状況に沿ったかたちで全体的に変更をさせていただきます。

続いて2ページを御覧ください。Ⅰの基本方針の部分なんですけれども、赤字で書かれております文化のところには郷土という文字を付け加えさせていただきます。

次に、Ⅱ以降なんですけれども、ここにつきましては、各所管の課長に説明をさせていただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○教育長 笹山忠則君

それでは、担当課長の指導室長から、説明をお願いします。

○指導室長 神原修一君

それでは、重点目標の学校教育の8項目についてでございますが、下線部を変更させていただいております。知・徳・体ということに揃えるということで、健やかな体、というのを一番で挿入させていただいております。

4番を、グローバル社会を生き抜いていくというふうに、生きていくということだけじゃなくて、生き抜いていくということの意味を入れるために、生き抜いて、というふ

うにさせていただいているところです。

それでは、4ページの重点施策1の学校教育について、引き続き説明をさせていただきます。

確かな学力の4点をあげておりますが、②小・中一貫した教育、本年度までは小・中一貫教育という用語を使っておりましたけれども、国の規定をよく見ますと、本市がいまやっている教育は、あくまでも小・中一貫した教育という表記が正しいと確認ができましたので、小・中一貫した教育と変えさせていただいております。

「2」豊かな人間性の①、9年間を見通したということですね。郷土科では、地域の偉人、伝統文化に加え、市の産業等の教材化を図り、ということで、現状は、どうしても偉人とか伝統文化のほうに、ちょっと重きを置かれている状況がございましたので、産業の面にも着目をして郷土科のプログラムを充実させたいということで、挿入をさせていただいております。

②、地域の関係機関の前に地域社会、教育長も常々、学校・家庭・地域の連携強化ということをおっしゃるので、地域社会との連携もやはり深めていくということで入れております。

③は、スクール・ソーシャル・ワーカーということが入っておりませんでしたので、挿入をさせていただいております。⑥、不祥事防止等としておりましたが、徹底ということを挿入しております。

(2) 特別支援教育に関するところでございますが、①です。本年4月から障害者差別解消法が施行されるに当たって、いわゆる共生社会の実現ということが強く言われておりますので、それに併せてインクルーシブ教育システム構築という言葉を入れさせていただいております。

続きまして、6ページ(3)今日的教育課題の②でございます。エイズ教育等、健康にかかわるといふふうにしておりましたけれども、いま求められているのは、薬物乱用防止教育、情報モラル教育、防災教育というあたりでございますので、そういうふうには、健康にということだけでなく、広く今日的課題ということで位置づけさせていただいております。

③、生涯を通して、というのを、生涯に渡り、に変えさせていただいております。

(4) ここは国際化をグローバル社会というふうに変えさせていただいております。

②につきましては、コンピュータや情報通信ネットワークでも悪くはないんですけれども、ICT活用ということで、進めておりますので、ICT機器を活用した授業改善を積極的に進め、というふうにさせていただいております。

(5) 人権教育についてでございますが、①の後半部、子どもたちに必要な部分ですね、豊かな感性や自尊感情、自己肯定感、こういったところを、ずっと以前から言われ

ていますが、もう一度しっかり明記することによって、これらを高める教育活動をしていくことで、いじめ、不登校の予防につながればと考えております。

②の挿入を、全体として、しておりますけれども、小中連携した系統的・継続的な指導により、子どもたちが主体的に人権にかかる課題解決できるようにということで、②を新たに入れさせていただいているところでございます。

(6) 規範意識等でございますが、親子(家族)というふうにさせていただいております。それから27年度までには家読が入っておりませんでしたので、家読を挿入して、ふれあいを深めるというふうにしております。

それから昨年度、4月から脱ケータイ・スマホ宣言の取り組みを行っておりますので、それを挿入させていただいております。

次の8ページでございます。(7) 信頼される学校づくりの推進ということで、昨年11月に学力向上対策委員会を立ち上げまして、就学前から高校卒業までを見通しての、広い意味での学力向上ということで、いま取り組みを進めておりますので、そういった内容にさせていただいております。

(8) 全面実施に向けという、現状はもう現行でやっておりますので、踏まえ、というにさせていただいております。

あと③は、先ほど触れたようにICT機器ということで統一をさせていただいております。以上です。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

では、続いて生涯学習課からお願いします。

○生涯学習課長 有松正一君

続きまして、生涯学習課から説明いたします。3ページ目ですけれども、重点目標が生涯教育は4点ございますが、内容に変わりはありません。生涯学習推進計画を基に、この4つの重点目標を定めておるところです。

具体的な重点施策に入りますが、これにつきましても、9ページの中ほどに生涯教育を掲げておりますが、内容には変更はありません。

11ページには、生涯スポーツの推進ということで載せておりますけれども、この内容につきましても、変更はありません。以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

続いて、文化課に説明をお願いします。

○文化課長 亀田秀雄君

文化課から修正等、御説明いたします。3ページの文化の重点目標については、修正

はしておりません。

後、修正がある部分のみ説明いたします。12ページ、文化の項目でございます。その、(1)の市民のいきがいを生み出す文化芸術活動の推進、この中を1つ、項目を追加させてもらっております。

これは、平成27年度に準備し、28年度に本展というようなかたちで迎えます行橋公募彫刻展を新しく実施する、これの内容を盛り込んでおります。これは、6番目に国内外を対象とした彫刻展を実施することにより、文化振興及び交流人口の増加を図りますという、この項目を追加しているところでございます。

文化課におきましては、以上の修正をさせてもらっているところでございます。以上です。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

教育政策課長、どうぞ。

○教育政策課長 山門裕史君

1点訂正をお願いしたいと思います。6ページを御覧ください。

(3)の③のところでございますが、児童生徒が生涯通して、となっておりますけども、生涯を通して、というかたちでの訂正をお願いいたします。以上です。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

これは、事前に配布してもらっていますでしょうか。

○教育長職務代理者 末次龍一君

はい。何日も前にいただいておりますが、生涯を、のところは目につきましたが、後は、私は特にありません。御苦勞様でした。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

では、金澤委員、お願いします。

○委員 金澤精子君

常々、教育長さんがおっしゃっていることが、文字として、言葉として、きっちり28年度に盛り込んであるので、大変御苦勞されて作られたんだなと思いました。ありがとうございます。

その中で、ちょっと気になったんですが、先ほどおっしゃった2ページ、学校教育の重点目標の1番、健やかな体の育成を目指す学校教育の推進と、健やかな体、を入れました。となると、次の施策のところにも、もしかしたらそれが入らなければいけないのか、あるいは健やかな体というのは、3番の今日的教育課題を解決する保健・安全教育

と食育の充実、ここで持って来るのか、どちらかに統一されたほうがいいかなと思いましたが、御検討ください。

○指導室長 神原修一君

はい、ありがとうございます。

○委員 金澤精子君

それと、3ページ、学校教育目標を1から8まで項目を起こしています。そして、次の具体的などころになると、9番に防災食育センターの運営というのをあげているので、これも整合性を持っていくには、ちょっと整理したほうがいいかなと思いましたが。

それと、どこかに一人一人というのが、一人一人と一人ひとりという使い分けの所があったので、あれは、あえて使い分けているのか、統一していくのか、御検討ください。以上です。

○指導室長 神原修一君

ありがとうございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。御指摘を検討させていただきます。

ほかにございませんか。

大宮委員、どうぞ。

○委員 大宮克弘君

言葉のことで、ちょっとお聞きしたいんですが、インクルーシブ教育システムというのがありますが、インクルーシブという言葉は分かるんですが、これは具体的には、どういうふうなことをするのでしょうか。

○教育長 笹山忠則君

指導室長、お願いします。

○指導室長 神原修一君

指導室から御説明いたします。先ほども少し触れましたけれども、障害者差別解消法の施行に基づきまして、共生社会の実現、ですから障がいのあるお子さんも障がいのないお子さんも共に一緒にという理念に基づいて進められております。

障がいのあるお子さんについては、障がいのないお子さんと一緒にの学級で学ぶに当たって、いろんな条件整備が必要になってまいります。そういう基本的な条件整備と、もう1つは、一人一人の障がいの程度に応じた合理的配慮をなさйтеということが強く言われております。当然、今までもそういったことをやってはきていますけれども、今後さらにそういった視点が強まってくるという社会の状況でございます。

○委員 大宮克弘君

分かりました。ありがとうございます。

○教育長 笹山忠則君

他にございますでしょうか。

(特に発言なし)

それでは、御指摘をいただいたものを、事務局のほうで練り直しまして、今度は、その結果を教育委員の皆様の方に郵送になるのか、どうでしょうか。

○教育政策係長 大園健朗君

郵送で対応させていただきたいと思います。

○教育長 笹山忠則君

では、郵送で、事務局が訂正したものを委員の皆様を送らせていただいて、それで御承認いただいたというかたちをとることにしたいと思いますので、そのようにさせていただきます。

それでは、この件はこれで終了させていただきます。

② 議案第7号 平成28年度行橋市教育改革の重点施策(案)について

○教育長 笹山忠則君

続きまして、第7号議案です。教育政策係長、お願いします。

○教育政策係長 大園健朗君

教育政策課から説明いたします。左側に議案第7号資料と書かれている資料を御覧ください。先ほどと同じようなかたちの少し分厚い資料があるかと思います。

これについては、先ほどの教育行政方針のより詳細版というかたちで行橋市教育改革の重点施策ということで、これも毎年教育委員会のほうで策定をさせていただいているものでございます。

これにつきましても、まず1ページ目ですが、これは先ほどの、はじめに、の部分と少し被るところがあるんですけども、これも教育委員会の状況に沿ったかたちで全体的に変えさせていただいております。

2ページ目以降は、先ほどと同様に各所管の説明になりますので、よろしく御願いたします。

○教育長 笹山忠則君

ただいま事務局から説明のありました、平成28年度行橋市教育改革の重点施策でございます。

それでは、指導室からお願いします。

○指導室長 神原修一君

指導室から説明いたします。よろしく御願いたします。

まず、3ページでございます。下段のほうになりますが、確かな学力の2学期制に関

するところですが、2学期制を施行して、もう10年を超えようとしておりますので、ゆとりある学びというのは、もう十分消化できておりますので、やはり学びの充実ということをより一層重視していきたいと思っております。

自ら学び、考える力についても、このままでも悪くはないんですけれども、いま求められているのは、思考力・判断力・表現力でございますので、そのように入れさせていただいているところでございます。

4ページにまいりまして、本年度までは、2番、小・中学校の連携によりということであげておりましたけれども、先ほど申し上げましたように、小・中一貫した教育の推進ということで、用語を統一させていただいておりますので、本年度までの3番には、また小・中一貫教育の教育システムを検証し、云々とありますけれども、この2番と3番が上は連携という言葉で、下は一貫という言葉でございましたので、そこを大きな2番ということで統一させていただいているところでございます。

続いて、5ページでございます。保幼・小・中の連携という部分でございます。従来は、連携を強化し、児童の学習や、ということにしておりましたけれども、就学前からの子どもたちの、ということで、就学前を意識した連携を進めていくということを強くうたっているところでございます。

本年度までの5番には、福祉部と連携し、幼稚園教育から云々、というふうに書いておりますけれども、機構の改革で幼稚園の所管課が福祉のほうにいておりますので、5番も含めて3番というところに集約をさせていただいているところでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

(1)のところは字句の修正ということでさせていただいております。

7番・8番については、番号は変わっておりますけれども、内容の変更はございません。

続いて、豊かな人間性のところでございますが、道徳の時間の指導の充実を図る研修会、というふうにしておりますけれども、現状は、道徳教育推進教師研修会ということで実施しておりますので、それに改めさせていただいております。

それから、次の2番につきましては、行政方針にありましたように、市の産業等、を挿入させていただいておりますし、仏山先生とか謙澄先生の名前があがっておりますけれども、そこはもう広く地域素材を教材化し、ということで市の産業とも絡めて、そういうふうに変えさせていただいております。

次の3番は字句の訂正で、職業体験というふうにさせていただいております。

4番については、特に変更はございません。

5番、読書教育の推進で、というふうにあります。もうそこは省いて、読書に親しみ、進んで読書をする、心豊かな子どもを育てます、ということに変えております。乳

幼児期からということ、まずうたっているところでございます。

第2次行橋市子ども読書活動推進計画により、というふうになっておりましたけれども、広い意味で、この計画を具現化して取り組んでいくことが必要でございますので、最後に、具現化します、というふうに持っていつています。

(2)の学校図書館と市立図書館の連携でございますが、システムの一本化というのがずっと言われてきておりますが、現状、学校に入っているシステムと公立図書館のシステムは違いますので、新図書館を核としたミラモーレ跡地の構想もございますので、それと絡めたときに、今年度中にシステムの一本化ということは、ちょっと行えない状況でございますので、現実に即した効果的な連携づくりを進め、というふうにさせていただいております。

続きまして1－(2)特別支援教育のところでございますが、先ほど説明させていただいたように、インクルーシブ教育システム構築のための推進体制、というふうにさせていただいております。

(4)で、行橋市教育支援委員会のところでございますが、保護者の思い、子どもの思いを踏まえて共生社会ということでございますので、思いを受け止めながら適正な就学を進める、というふうにさせていただいているところでございます。

(6)は、字句の修正ということで、特別支援教育相談室という表記に一本化させていただいているところでございます。

大きな2番の(2)は、後半を、着実な実施を進める、というふうにさせていただいております。

1－(3)今日的課題につきましては、行政方針にもありましたように、情報モラル教育、防災教育、薬物乱用防止教育等の具体的なものとして入れさせていただいております。

続いて10ページでございます。

4の(2)、従来の通学路の安全マップづくりというふうにしてはいたしましたが、ちょっと誰が作るのかがはっきりしておりませんので、学校での安全マップづくりというふうに学校の役割だということを明確化しております。

1－(4)は、グローバル社会ということで統一させていただいております。

国際理解教育のところの小学校外国語活動でございますけれども、小学校低学年より、というふうにあげておりましたが、現状、行橋北小学校は低学年から行っておりますが、他の10校につきましては、1、2時間程度、低学年を対象にやっている学校もございまして、中学年からということでございますので、中(低)という表記にさせていただいております。

後は英語会話を積極的にしよう、というのを英語で会話を積極的にコミュニケーションを、ちょっと言い回しがおかしいようですが、コミュニケーションをしっかりと図るということを言いたいということなのですが。

○教育長 笹山忠則君

会話を、が要らないんじゃないですか。

○指導室長 神原修一君

そうですね、英語で積極的にコミュニケーションをとろうとする、というふうに訂正をお願いします。申し訳ございません。

(4)は、平成32年度から小学校5・6年生、英語科が始まりますので、それを見据えて本年度から研修会を新たに実施をしますので、挿入させていただいております。

夏休み英語教育につきましては、助詞等の変更をさせていただいているところでございます。

(2)は、実際やっているのは、ゲームやクイズ、歌などの活用をして、ということですので、現実に合わせて表記にさせていただいております。

3番、中学校英語教育ですが、従来は、JET雇用とか、市雇用というふうにしておりましたけれども、ここはもうALTに統一させていただいて、来年度から1名増員ができましたので、3名を雇用して生徒の育成を進めるというふうにしております。

(2)は、3名のうち1名については、行橋中学校の常駐というかたちをとらせていただいて、英語の授業のTTだけではなくて、異文化理解、国際理解教育等の推進ができればということで、それを入れさせていただいております。

4番、夏休み英語宿泊体験、ニューヨークとの国際交流事業を行っておりますけれども、英語力を高めるだけではなくて、将来、国際社会で活躍する素地を養うということで、昨年、参加した15名の内、2名の生徒が、もう留学をしたいという気持ちを持って、それなりの動きもしている状況でございますので、国際社会で活躍というふうにつながっていければなというふうに考えております。

それから、英語宿泊体験については、原則、オールイングリッシュでやろうという計画をしておりますので、それを明文化させていただいております。

2番は、字句の修正でございます。新たな挿入としては、椿市小学校とグレイスチャースクールとの絵画交流はずっと続いておりますので、やっていることは、きちんと明記をしようということであっております。

本年度までの5番は、すみません、実施ができておりません。スピーチコンテストとかですね。(2)の米国の学校との文通や絵画交流云々というのを、実際にやっている絵画交流というものに特化させていただいております。

すみません、長くなりますが、13ページの人権教育のところでございます。

1の(1)は、先ほど申し上げたように、豊かな感性、自尊感情、自己肯定感の向上を図る、と明記しております。

(2)も行政方針にあった主体的な課題解決ができるように、というふうにさせていただいております。

続いて、14ページをお願いいたします。

(4)、家庭での復習や苦手な教科の学習を行い、もう至極当然ですけれども、各学校では家庭学習ナビを家庭に配布をして、家庭学習の充実を図っておりますので、それに合わせた表記にさせていただいております。

1-(7)信頼される学校づくりの推進の1の(3)でございますが、御存知のように、初任者として採用された教員は、県のほうが手厚く初任者研修を1年かけて実施をしますけれども、同じように大学を出て採用試験に残念ながら受からずに講師をする先生もいらっしゃいますので、そういった先生方を対象に、社会人としての在り方とか、教師に求められるものとか、公教育に携わっているという意識だとか、そういったところから、やはりきちんと鍛えていかないと、どうしても講師の不祥事等がいろいろございますので、本年度の途中からやっているんですけれども、若年講師研修会の実施ということで、新たに入れさせていただいております。

後の次の2番3番については、細かな字句の修正でございます。

16ページにいただいて、蓑島小のコミュニティスクール設置の促進ですが、これは教育政策課のほうから、お願いします。

○教育長 笹山忠則君

教育政策課長、どうぞ。

○教育政策課長 山門裕史君

すみません、16ページの(3)の蓑島小学校コミュニティスクールの設置を促進します、というところですが、これは申し訳ございません。この後の議案第11号の学校運営協議会の設置指定校で、きょう議案としてあげさせていただいておりますので、これが承認されれば、こちらのほうをコミュニティスクール設置により、先行的な取り組みを推進します、というかたちで変更させていただきたいと思っております。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。ちょっと前後いたしますが、このようなかたちでさせていただきます。

指導室に、続けてお願いします。

○指導室長 神原修一君

では、指導室から続けます。4番、教育推進協議会から学力向上対策委員会に変えておりますので、それに伴って(1)、(2)を変更させていただいております。

18ページの3番ですね、ここも字句の修正でございます。情報化時代じゃなくて、現在は情報社会でございますので、字句の修正をさせていただきます。

すみません、長くなりましたが、指導室関係は、以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

続いて、学校教育課にお願いします。

○学校教育課長 中村愛晴君

学校教育課から説明いたします。16ページをお開きください。

1-(8)快適な教育環境をめざす教育施設の整備・充実でございますが、その1の(1)公立学校施設整備総合計画ですが、これは、23年3月に、作成という言葉、策定という言葉に変えております。

それからその一番下ですが、非構造部材耐震改修事業でございますが、前は吊り天井という言葉が入ってございましたが、吊り天井が入っている学校の改修は、27年で全て終わりましたので、その言葉は除けております。

27年度では、照明器具とかバスケットボール等の非構造部材の耐震化を行っていますが、28年度で行う学校をそこに書いています。南小、北小、椿市小、延永小、今川小、今元小、蓑島小、仲津小、長狭中、全部で9校を行う予定にしております。ちなみに、この耐震改修事業が28年度で全校終了の予定となっております。

次の空調整備事業でございますが、これは当初の計画では29年で終わる予定でしたが、防衛の補助が中々付かないということで、31年まで延長ということになっております。28年度は今川小と稗田小、南小、今元小と中京中学の5校を行う予定にしております。

それから、5番目のトイレの整備事業でございますが、28年は蓑島小、行橋中学校、中京中学校、泉中学校、今元中学校、及び長狭中学校のトイレの改修を行う予定です。トイレも28年度で全校終わる予定になっております。

それから、屋上防水改修事業でございますが、これは実際に28年から開始ということで、28年度は延永小と今川小学校の改修を行います。平成33年まで、6年計画で随時進めていく予定にしております。

それから、次の7番の給食配膳室の改修事業でございますが、28は行橋中学校、中京中学校、泉中学校、今元中学校及び長狭中学校の5つの中学校の改修を行う予定にしております。この給食配膳室も28年度で全校終了の予定になっております。

学校教育課からは、以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

続きまして、生涯学習課にお願いします。

○生涯学習課長 有松正一君

生涯学習課から説明いたします。お手元の資料の19ページの下の段、生涯学習における重点施策からですけれども、昨年度との変更点は19ページ、20ページ、21ページ、22ページまでございません。

23ページの3項目目、青少年の学校外活動の推進を図る、この項目の中で、(2)に少年の船の派遣事業について、前年度までうたっておりましたが、今年度、平成28年度は、事業の見直しを図るために、一時休止をいたします。その代替施策といたしまして、地域の協力を得ながら公民館などを活用して行う、通学合宿による小学生を対象とした体験学習事業を推進していく、というふうに事業の変更をうたっているところでございます。

そして24ページの中段から生涯スポーツの推進の項目に入りますが、その中の4番目、25ページの下の段ですけれども、行橋市海岸地域観光振興基本構想に基づいたスポーツイベントの推進というところですが、昨年度に、ゆくはしビーチバレーボールフェスティバル2015を開催いたしました。今年度もこのビーチバレーボールの大会を催します。もう年度を限定せずに、ゆくはしビーチバレーボールフェスタというかたちで表記を変えたところです。

そして2番目のゆくはしマラソンにつきましても、今年の1月に催しました、ゆくはしシーサイドハーフマラソン、これを正式名称として名称を変更しているところでございます。以上です。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

引き続き、文化課にお願いします。

○文化課長 亀田秀雄君

文化課から説明いたします。26ページの文化行政における重点施策という内容でございます。修正点を申し上げていきます。

27ページ中ほどの3-(1)市民のいきがいを生み出す文化芸術活動の推進という中の、1番の(4)ですね、前年度も市民芸術というようなかたちで、プロの演奏家の公演を実施しますというようなかたちでうたっておりましたけれども、若干、表現を変えております。幅広い市民の音楽芸術への関心を高め、理解を深めるために、地域にゆかりのある演奏家によるレベルの高いミニコンサートを実施します、というような内容に変えさせてもらっております。

実際に演奏家の方は地域に縁のある演奏家に実施していただくというような内容でございますので、この内容のとおり表現させてもらっているところでございます。

その次の5番目、これは先ほど申しましたように、彫刻展を実施することになりましたので、国内外を対象とした彫刻展を実施することにより、文化振興及び交流人口の増加を図ります、という内容を追加させてもらっております。

次に30ページをお願いいたします。歴史と文化を生かしたというかたちで文化財保護の内容を修正させてもらっているところがございます。

30ページの左側の4番、保存整備した守田蓑洲旧居や馬ヶ岳城を歴史学習や文化振興に活用していきます、という内容の中で、若干、前年度は(2)の内容が、ネットワークというようなかたちをしておりまして、実際に線を引くのかというような誤解を招くような表現がございましたので、簡潔にさせてもらっております。馬ヶ岳城の史跡環境を維持整備することにより、市民の地域歴史への関心を高めます、とうようなかたちにさせてもらっております。

次の5番目、福原長者原遺跡などの市内の重要な史跡の調査と保護を推進します。今回は福原長者原遺跡におきましては、27年度で発掘調査は終了いたしております。これからは、この福原長者原遺跡の保護と活用というかたちが重点になっておりますので、そういうような内容で、(1)、(2)を訂正させていただいてもらっているところがございます。福原長者原遺跡の保護と活用を図るために、史跡指定に向けて取り組みを進めます。

2番目に、稲童古墳群の保存を進めるため、測量調査と計画的な環境整備に取り組みます。稲童古墳群もこれから本格的に展示するために遺物の修復をやっています。これに併せて、発掘した現場の調査及び周辺環境の整備を行って、市民の方々に御覧になっていただくという内容の取り組みを進めてまいりたいと思います。

文化課の所管につきましては、以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

それでは、全般を通して御意見を伺いたいと思います。

金澤委員、どうぞ。

○委員 金澤精子君

文化課の稲童の古墳群は、用地購入は、まだできていないというというか、どう解釈したらいいんでしょうか。

○教育長 笹山忠則君

文化課長、お願いします。

○文化課長 亀田秀雄君

稲童古墳群につきましては、遺物ですね、発掘された遺物の鎧等は、一応国の指定というようなかたちになって、これから展示に向けての修復等をやっていくところであります。

ただ、発掘された現場におきましては、国指定とか、そういうようなところは、まだ全くされていない状況で、購入等には至っておりません。これはこれから国指定になる、ならない等、第2段階のこととなりますので、とりあえずは見ていただくというようなかたちをとりたいと思っております。

それで、国指定に持っていったらいいというような専門家の方々の御意見が出ましたら、それをもって国指定等へ動いてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○委員 金澤精子君

ありがとうございます。

○教育長 笹山忠則君

他に全般を通して、何かございませんでしょうか。

大宮委員、どうぞ。

○委員 大宮克弘君

私はちょっと1年目なので、全般的なことで、ちょっとお聞きしたいんですが、この施策はすごくいいことを書いてあるんですが、これは、反対側に去年のものが書いていて、左側に今年度のものが書いてあります。実際に年度の末などに、この施策が本当に実行できたとか、達成できたとかいうような、具体的な報告というのは、あるんでしょうか。

○教育長 笹山忠則君

教育政策係長、どうぞ。

○教育政策係長 大園健朗君

教育政策課からお答えします。毎年の教育行政方針に沿って、ちゃんとその施策が実施をされたのか、また結果はどうだったのかという評価を外部から3名招きまして、毎年の夏ごろに外部評価委員会というのを開催いたしまして、評価委員会の中で評価をいただいているところです。以上でございます。

○委員 大宮克弘君

分かりました。

○教育長 笹山忠則君

他にございますでしょうか。

(特に声なし)

それでは、このようなかたちで来年度の方針として重点施策を進めさせていただきたいと存じます。もし、中身の字句のとか、てにをは等の間違いがございましたら、また改めて、その分はこちらのほうで訂正させていただきます。改めて、そういうかたちでの御指摘をしていただけたら、それはこちらで対応させていただくというかたちで、

進めさせていただきます。

ありがとうございました。

③ 議案第8号 行橋市教育委員会処務規則の一部を改正する規則（案）について

○教育長 笹山忠則君

では、引き続きまして、次の3つ目の議案第8号に移らせていただきます。行橋市教育委員会処務規則の一部を改正する規則案についてでございます。

では、担当課をお願いします。

○教育政策係長 大園健朗君

教育政策課から説明いたします。議案第8号行橋市教育委員会処務規則の一部を改正規則案でございますけれども、案を説明する前に、皆さんのお手元に配付しております、行橋市教育委員会組織機構図、こちらのほうを御覧ください。

左側が今年度、27年度の教育委員会の組織図になっておりまして、右側の28年度の組織図ですね、こちらのほうに今のところ機構改革として組織が変更される予定になっております。今の議案第8号につきましては、この機構改革に伴いまして、所要の規則の改正を行うという内容になっております。

それでは、議案第8号の資料を御覧ください。

では、まず第2条におきましては、教育委員会内にこういった課があるか、こういった係があるかといったことを規定している表になっているんですけども、来年度、機構改革に伴いまして、まず防災食育センターですね、こちらのほうが現在、学校教育課の防災食育センターというかたちになっているんですが、来年度は教育部防災食育センターというかたちになりますので、課の欄の中に防災食育センターを入れさせていただきます。それと同時に、現在、学校教育課の所管になっております給食管理係ですが、こちらのほうが防災食育センターのほうに移管するということになりますので、係の欄の中に給食管理係を入れさせていただきます。

それと併せまして、一番下のスポーツイベント課、こちらは新設の課になりますので、スポーツイベント課と、それに属するスポーツイベント係を追加させていただきます。

第2条の第3項につきましては、防災食育センターの住所について規定をしているところですが、ここは機構改革に伴う語句の修正となっております。

続きまして、第4項につきましては、これは防災食育センターの係の配置を規定していたところなんですけど、これは第2条のほうで規定されておりますので、こちらのほうを削除させていただきます。

引き続きまして、2ページ目を御覧ください。第3条第2項です。ここにおきまして

も、先ほどの説明に沿った語句の修正となっております。

最後に、9ページ目を御覧ください。第10条につきましては、先ほどの説明にもありました通り、スポーツイベント課が現在、生涯学習課の体育係が主に持っております。スポーツイベントの事業関係、これに特化した課ですので、スポーツイベント課の所掌事務について、規定をさせていただきます。

その他、各課の改正につきましては、各所管課から説明をお願いいたします。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

それでは、続いて学校教育課に説明をお願いします。

○学校教育課長 中村愛晴君

学校教育課から説明いたします。3ページをお開きください。

学校教育課の事務ということで（1）学校管理係のところでございますが、カのところですね、ただし、給食管理係及び行橋市防災食育センターを除く。以下この号において同じ。これはもともと、先ほどもあったように、給食管理係、食育センターが1つの課になったということでもありますので、この部分を除いたところでございます。

それからその下の（2）給食管理係のアからツまでありますが、これも先ほどの機構改革のとおり、これをそのまま第7条ですか、防災食育センターの所掌事務というところで、そちらのほうに動かしているところでございます。

それから4ページですが、学務係のところでございますが、教科用図書の無償給与に関すること、ということ、これは事務の所管を指導係のほうに移したところですが、指導係のほうにも教科書の採択に関することとかが載っておりますので、もう教科書全体のことについて、指導室に移したところですが、もうこの教科書の部分は省いております。学校教育課からは、以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

では、生涯学習課をお願いします。

○生涯学習課長 有松正一君

生涯学習課から説明をいたします。生涯学習課の所掌事務につきましては、7ページ、生涯学習課の所掌事務第8条に生涯学習係、体育係の所掌事務を載せているところですが、内容に変更はございません。

このスポーツイベント課が新たにできたことで、体育係の業務がどうなるかということについて、補足をさせていただきたいと思いますが、このスポーツイベント課ができた経緯というものが、一昨年から全庁的な取り組みとして、高速道路の開通記念マラソンを2回、そしてビーチバレーボール大会、そしてハーフマラソン大会と、全庁的な取

り組みのスポーツ大会を4回やってきたところですが、その実行委員会形式による組織づくりをして、イベントの準備、企画を進めておりました。

その中で、生涯学習課の体育係の役割につきましては、競技に関する部門の担当というかたちでやっておりましたが、今回、この実行委員会という大きな全庁的な取り組みを取りまとめる、コーディネートするイベント専門の課を教育委員会につくろうという話になりまして、その組織づくりの主な課として、スポーツイベント課を設置したところです。

ですので、体育係に関しましては、これまでと同様に競技に関する部門の企画、振興を行っていくということには変わりはありません。以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

それでは、次に文化課をお願いします。

○文化課長 亀田秀雄君

文化課の所掌事務について、説明いたします。8ページでございます。

第9条、これは文化課の所掌事務という内容でございます。係といたしましては、文化振興係と文化財保護係の業務を提示しているところでございます。

まず、文化振興係です。ここで図書館及び視聴覚センターの運営に関することというのを挿入させてもらっているところでございます。これは、28年度より図書館及び視聴覚センターを文化課の直営管理というかたちに変更させてもらっておりますので、その運営に関する業務をここに追加させてもらっているところでございます。

次に同じく文化財保護係の(2)ですね、9ページの上部になります。これも図書館と同様に、歴史資料館、これが文化課の直営とするために指定管理から直営というかたちで変更になりましたので、これも、これに関することで歴史資料館を管理というようなかたちで、まずエで文化財の普及啓発及び公開に関すること、という内容を挿入させてもらっているところでございます。

また、ケに文化財保護管理の助成に関することですね、それと歴史資料館の管理運営に関することというようなかたちで、今までは歴史資料館は展示業務という言葉の内容になっていたんですけども、管理運営に関することという、管理というかたちに変更させてもらっているところでございます。

以上で、文化課の説明を終了いたします。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

新しい課ができたことで、少し係等の異動がございました。担当の異動もございました。以上でございます。

御質問、及び補足の説明が必要であれば、どうぞ御指摘いただければと思います。

金澤委員、どうぞ。

○委員 金澤精子君

スポーツイベント課にも課長さんができて、もう一人課長さんが増えるということでしょうか。

○教育長 笹山忠則君

はい、そうです。

○委員 金澤精子君

分かりました。

○教育長 笹山忠則君

末次委員、どうぞ。

○教育長職務代理者 末次龍一君

細かいですが、新旧対照表と組織図は、左と右の並びを同じようにしてもらったほうが。説明されるのを、頭の中で悩みながら見ていたものですから。よろしくお願いします。

○教育長 笹山忠則君

それでは、改善できるようにあれば、お願いします。

○教育長職務代理者 末次龍一君

(特に発言がないのを受けて) 以上のようなようです。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。他にございませんようですので、この件は、これで終了させていただきます。

④ 議案第9号 行橋市教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に関する規則の一部を改正する規則(案)について

○教育長 笹山忠則君

では、続きまして、第9号ですね。行橋市教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に関する規則の一部を改正する規則案について、事務局のほうでお願いします。

○教育政策係長 大園健朗君

教育政策課から説明いたします。議案第9号につきましては、先ほどの説明にも少しありました通り、外部評価に関する規則になっております。

内容といたしましては、機構改革に伴う改正、プラス、今まで防災食育センター長が入っておりませんでしたけども、今後、評価項目の見直しの検討等が想定されておりますので、教育部に属する全課長を入れたほうがいだろうということで、防災食育セン

ター長を追加させていただいております。

それと最後のスポーツイベント課長につきましては、先ほどの機構改革に伴う追加となっております。以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

これは機構に、そして事実に沿って、変えさせていただきました。

それでは、これはたぶん御異議ないと思いますので、次に移らせていただきます。

⑤ 議案第 10 号 行橋市嘱託指導主事の設置に関する要綱（案）について

○教育長 笹山忠則君

第 10 号 行橋市嘱託指導主事の設置に関する要綱案について、お諮りいたします。これは、指導室にお願いします。

○指導室長 神原修一君

指導室から説明いたします。では、議案第 10 号について、提案させていただきます。嘱託指導主事の設置につきましては、前回の教育委員会の折に 28 年度の一般会計予算に計上した、というふうに説明をさせていただきました。昨日、本会議で無事に議決をいただいておりますので、4 月 1 日より嘱託指導主事を設置することになっております。

学校籍はいま私と次長といますけども、やはり学校に出かけて行って授業を見て物申すという、本来の指導主事の役が中々できていない状況がありましたので、新たに嘱託指導主事を置くということで、第 1 条、趣旨、第 2 条、身分及び所属、第 3 条、職務でございます。研修に関する事、研修会の指導助言に関する事、その他教育長が必要と認める事、というふうにあげさせていただいております。

第 4 条につきましては、任用でございます。そして第 5 条、必要な事項は別に定める、ということであげておりまして、4 月 1 日からの施行ということで考えているところでございます。

この設置要綱案に従って、指導主事の業務を、退職校長を考えていますので、3 名の体制で学校の指導支援を今まで以上にやっていきたいと考えております。以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございました。

この件に関しまして、御質問等がございましたら、どうぞ。

（「ありません」の声あり）

まだ人名はちょっと申し上げることができませんので、改めて市のほうで決まりましたら、発表させていただきます。

⑥ 議案第 11 号 行橋市学校運営協議会の設置指定校（案）について

○教育長 笹山忠則君

それでは、次の議題に移らせていただきます。

議案第 11 号 行橋市学校運営協議会の設置指定校（案）について、お諮りいたします。

これは教育政策課にお願いします。

○教育政策課長 山門裕史君

教育政策課から説明をいたします。お手元に配付しております、議案第 11 号行橋市学校運営協議会設置校の指定についてということで、御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、前回の教育委員会で御承認いただきました行橋市学校教育運営協議会規則第 3 条におきまして、学校運営協議会を設置する学校は、教育委員会に対して申請を行い、教育委員会のほうで指定をする、という規定がなされております。

そこで、今回、指定日としまして、今年の 4 月 1 日付けで行橋市立蓑島小学校を学校運営協議会設置校として指定する学校というかたちで、教育委員会のほうに諮らせていただきたいと思っておりますので、御審議のほうを、よろしく願いいたします。

○教育長 笹山忠則君

以上でございます。御質問等がございましたら、どうぞ。

金澤委員、どうぞ。

○委員 金澤精子君

地域から、ちょっと聞いたことなんですけれども、ある人から、蓑島小学校はなくなるよ、ということを知ったということで、きっと内容は、こういう学校に変わるよ、という意味だと思いますが、そのところが、もしかしたら、よく理解できていなかったとか、このコミュニティスクールのことが把握できていなかったということも考えられるような気がします。

私に伝えてくれた人は、蓑島小学校がなくなるよ、と言うから、人数が少なくなって、廃校になるとか、そんなんじゃないよ、と伝えはしたんですが、もう少し、この蓑島小学校が設置校になったということなどを正しく分かっていたらいいと思って、危惧しています。

○教育長 笹山忠則君

まず、この文面、今回の第 11 号の文面を純粹に、社会情勢は別にして、このまま解釈させていただきますと、指定期間は 3 年というかたちではありますけれども、これは 3 年以内ということでありまして、社会情勢によっては 1 年で変わることもございますし、2 年で変わることもございます。最長 3 年ということでありまして。

したがって、情勢が変われば、また変わるということであると思っております。

大宮委員、どうぞ。

○委員 大宮克弘君

金澤先生と同じようなことを、私も耳にしたんですが、こういうコミュニティスクールになるんだよ、という話をしましたら、えっ、もう蓑島小学校は廃校になるんじゃないんですかと、蓑島小学校を卒業した方が、そういうことを言っていたましたので、ちょっと気になりました。

○教育長 笹山忠則君

いろんなことが考えられますけれども、今後、小規模校をどうするかということに関しては、当然、教育委員会として検討させていただきます。

その中で、現状のまま存続するとか、あるいは他と統廃合するとか、いろんなことは、当然、日本中で起こっておるわけでありまして。それらを全部踏まえまして、教育委員会としては、最も子どもたちが教育を受けるのにふさわしい環境が何であるかということを考えて、それぞれの当該校に関して考えたいと思っています。

教育政策課長、どうぞ。

○教育政策課長 山門裕史君

今回、議案として出させていただいておりますのは、あくまでも学校運営協議会の設置校の指定ということでございますので、御理解願いたいと思います。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございました。

他に御指摘、御意見等はございますでしょうか。

(特に声なし)

それでは、各課のほうで補足はありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

それでは、この第11号の指定校として、蓑島小学校を指定するということにさせていただきます。

教育政策課長、どうぞ。

○教育政策課長 山門裕史君

すみません、いま議案第11号の承認を受けるに当たりまして、議案の追加をお願いしたいと思います。

⑦ 議案第12号 蓑島小学校学校運営協議会委員(案)について

○教育長 笹山忠則君

それでは、追加議案の説明をお願いします。

○教育政策課長 山門裕史君

いま委員の皆様方から蓑島小学校学校運営協議会設置校というかたちで、指定の御承

認をいただきましたので、議案第12号といたしまして、今度4月1日から指定校を受けます、菟島小学校の学校運営協議会の委員名簿というのを配付させていただいております。

こちらにつきましては、地域の区長さん、PTA、元学校評議委員等をはじめ、学校長、教職員等の計15名で組織されるものでございます。こちらにつきましても、教育委員会のほうで委員の任命をすることとなっておりますので、御審議をお願いしたいと考えています。

なお、14番目、15番目にあげております校長と教職員につきましては、人事異動の関係がございますので、こちらのほうについては、名前は空欄とさせていただいております。以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

それでは、先ほどの指定に基づきまして、運営協議会の委員の具体的な提案でございます。

ここに区長会の会長さんが3名おられますが、この人たちもひょっとして4月1日に代わるということはないんですか。

○教育政策課長 山門裕史君

区長さんも代わるがありますが、菟島小学校の教育推進協議会で次年度に向けた、委員という事でお話をさせていただいておりますので、こういう場で、恐らくの話をし、大変申し訳ありませんが、引き続き区長を受けるといった流れの話があつての名簿ができていうふうには私どもは認識しております。

○教育長 笹山忠則君

地元のほうは、これで具体名が出ております。学校のほうは先ほど説明がありましたように、まだ人事異動等がございますので、このまま空欄でやらさせていただきます。決まりましたら、また通知等をさせていただきます。

(各委員「よろしく申し上げます」の声あり)

それでは、これで決めさせていただきます。ありがとうございます。

本日予定いたしました、議事といたしましては、これで終了いたしました。

5 その他

○教育長 笹山忠則君

引き続きまして、その他に移らせていただきます。

女性教育委員研修会について、教育政策係長にお願いします。

○教育政策係長 大園健朗君

事前に水谷委員と金澤委員には、福岡県の市町村教育委員会女性教育委員研修会及び

総会の御案内について、という資料をお配りさせていただいております。

毎年度、実施をさせていただいているもので、今年は5月11日に総会が開催される予定ですので、この日程をお伺いしたいと思います。御都合のほうはよろしいでしょうか。

○委員 金澤精子君

よろしくお願ひいたします。

○委員 水谷知子君

出席させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○教育政策係長 大園健朗君

それでは、出席で申し込んでおきます。ありがとうございます。

○教育長 笹山忠則君

それでは、御二人、よろしくお願ひいたします。

その他のその他というのはございますでしょうか。

教育政策係長、どうぞ。

○教育政策係長 大園健朗君

次回の教育委員会の日程案についてですけれども、事務局といたしましては、4月26日か28日、これは火曜日か木曜日になるんですが、委員の皆様方の御都合はいかがでしょうか。

○教育長職務代理者 末次龍一君

大宮先生、いかがですか。

○委員 大宮克弘君

すみません。私は、26日の火曜日でお願いできればと思います。

○教育政策係長 大園健朗君

他の委員さんは、26日の13時15分で大丈夫でしょうか。

(各委員「はい」の声あり)

では、次回は4月26日、13時15分から開催をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございました。

それでは、これで閉じさせていただきます。

閉会 14時42分